

◎犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)(抄) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「犯罪行為」とは、次に掲げる行為(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。</p> <p>一 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為</p> <p>二 日本国外(日本国外にある日本船舶及び日本航空機内を除く。以下この号において同じ。)において、日本国籍を有する者に対して行われた人の生命又は身体を害する罪(法律又は条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものに限る。)に当たる行為</p> <p>2～7 [略]</p> <p>(犯罪被害者等給付金の支給)</p> <p>第三条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族に対し、犯罪被害者等給付金を支給</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>(犯罪被害者等給付金の支給)</p> <p>第三条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族(これらの者のうち、当該犯罪被害</p>

する。

2 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げる犯罪行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対しては、支給しない。

一 前条第一項第一号に係る犯罪行為 当該犯罪行為に係る犯罪被害者又はその遺族のうち、当該犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者

二 前条第一項第二号に係る犯罪行為 当該犯罪行為に係る犯罪被害者の遺族のうち、当該犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者

(犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合)

第六条 次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

一・二 [略]

三 犯罪被害者が、正当な理由がなく、生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に滞在し、犯罪被害(当該地域において行われた第二条第一項第二号に係る犯罪行為によるものに限る。)を受けたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給

の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

[新設]

(犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合)

第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

一・二 [略]

[新設]

三 前二号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給

し、又は第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(他の法令による給付等との関係)

第七条 遺族給付金(第九条第五項の規定により加算する額に係る部分を除く。)及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、犯罪被害者又はその遺族に対し、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の法令による給付等で政令で定めるもの(その給付等に相当する給付等を行うことを目的とする外国の法令による給付等を含む。)が行われるべき場合には、その給付等に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

2 重傷病給付金及び遺族給付金(第九条第五項の規定により加算する額に係る部分に限る。)は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、犯罪被害者に対し、同条第二項に規定する法律以外の法令(条例を含む。)の規定により療養に関する給付(同項に規定する給付期間におけるものに限る。)(その給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令による給付を含む。)が行われるべき場合又はその療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部若しくは一部を得ることができなかったことを原因として労働者災害補償保険法その他の法令(条例を含む。)の規定による給付(同条第三項に規定する休業日に係るものに限る。)(その給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令による

し、又は第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(他の法令による給付等との関係)

第七条 遺族給付金(第九条第五項の規定により加算する額に係る部分を除く。)及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、犯罪被害者又はその遺族に対し、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の法令による給付等で政令で定めるもの(その給付等に相当する給付等を行うことを目的とする外国の法令による給付等を含む。)が行われるべき場合には、その給付等に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

2 重傷病給付金及び遺族給付金(第九条第五項の規定により加算する額に係る部分に限る。)は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、犯罪被害者に対し、同条第二項に規定する法律以外の法令(条例を含む。以下この項において同じ。)の規定により療養に関する給付(同条第二項に規定する給付期間におけるものに限る。)が行われるべき場合又はその療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部若しくは一部を得ることができなかったことを原因として労働者災害補償保険法その他の法令の規定による給付(同条第三項に規定する休業日に係るものに限る。)が行われるべき場合には、それらの給付の限度において、支給しない。

給付を含む。)が行われるべき場合には、それらの給付の限度において、支給しない。

3 犯罪被害者等給付金は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について、犯罪被害者又はその遺族に対し、犯罪被害者等給付金に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令による給付が行われた場合には、その給付の限度において、支給しない。

(犯罪被害者等給付金の額)

第九条 「略」

2 「略」

3 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日(給付期間内の日(当該収入の全部又は一部を得ることができなかつた日の第三日目までの日を除く。))に限り、当該犯罪被害者が刑事収容施設、少年院その他これらに準ずる施設に収容をされた場合(政令で定める場合に限る。)にあつては、当該収容をされていた日を除く。以下この項及び第五項第二号において「休業日」という。)がある場合における重傷病給付金の額は、前項の規定にかかわらず、犯罪被害者負担額に、政令で定めるところにより算定する休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額(当該休業日に当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日(以下この項において「部分休業日」という。))が含まれるときは、当該休業加算基礎額に当該休業日の数

[新設]

(犯罪被害者等給付金の額)

第九条 「略」

2 「略」

3 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日(給付期間内の日(当該収入の全部又は一部を得ることができなかつた日の第三日目までの日を除く。))に限り、当該犯罪被害者が刑事収容施設、少年院その他これらに準ずる施設に収容をされた場合(国家公安委員会規則で定める場合に限る。)にあつては、当該収容をされていた日を除く。以下この項及び第五項第二号において「休業日」という。)がある場合における重傷病給付金の額は、前項の規定にかかわらず、犯罪被害者負担額に、政令で定めるところにより算定する休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額(当該休業日に当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日(以下この項において「部分休業日」という。))が含まれるときは、当該休業加算基礎額

を乗じて得た額から、当該部分休業日について得た収入の額を合算した額を控除して得た額。第五項第二号において「休業加算額」という。）を加えた額とする。

4～7 [略]

(裁定の申請)

第十条 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請し、その裁定を受けなければならない。

2 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者であつて日本国内に住所を有しないものに係る前項の規定の適用については、同項中「国家公安委員会規則」とあるのは「政令」と、「その者の住所地を管轄する」とあるのは「国家公安委員会規則で定める」とする。

3 第一項（前項において読み替えて適用する場合を含む。次項、次条第一項、第十二条第一項及び第二十三条第二項第三号において同じ。）の申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病若しくは障害の発生を知つた日から二年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病若しくは障害が発生した日から七年を経過したときは、することができない。

4 [略]

(仮給付金の支給等)

に当該休業日の数を乗じて得た額から、当該部分休業日について得た収入の額を合算した額を控除して得た額。第五項第二号において「休業加算額」という。）を加えた額とする。

4～7 [略]

(裁定の申請)

第十条 [略]

[新設]

2 前項の申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病若しくは障害の発生を知つた日から二年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病若しくは障害が発生した日から七年を経過したときは、することができない。

3 [略]

(仮給付金の支給等)

<p>第十二条 公安委員会は、第十条第一項の申請があつた場合において、犯罪行為の加害者を知ることができず、又は犯罪被害者の障害の程度が明らかでない等当該犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに前条第一項の裁定をすることができない事情があるときは、当該申請をした者(次条第一項及び第四項において「申請者」という。)に対し、政令で定める額の範囲内において、仮給付金を支給する旨の決定をすることができる。</p> <p>2 5 「略」</p> <p>(裁定のための調査等)</p> <p>第十三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前項に定めるもののほか、公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、外務大臣その他関係行政機関の長に対し、必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 「略」</p> <p>第十四条 削除</p>	<p>第十二条 公安委員会は、第十条第一項の申請があつた場合において、犯罪行為の加害者を知ることができず、又は犯罪被害者の障害の程度が明らかでない等当該犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに前条第一項の裁定をすることができない事情があるときは、当該申請をした者(次条第一項及び第三項において「申請者」という。)に対し、政令で定める額の範囲内において、仮給付金を支給する旨の決定をすることができる。</p> <p>2 5 「略」</p> <p>(裁定のための調査等)</p> <p>第十三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>〔新設〕</p> <p>3 「略」</p> <p>(国家公安委員会規則への委任)</p> <p>第十四条 第十条から前条までに定めるもののほか、裁定の手續その他裁定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。</p>
---	---